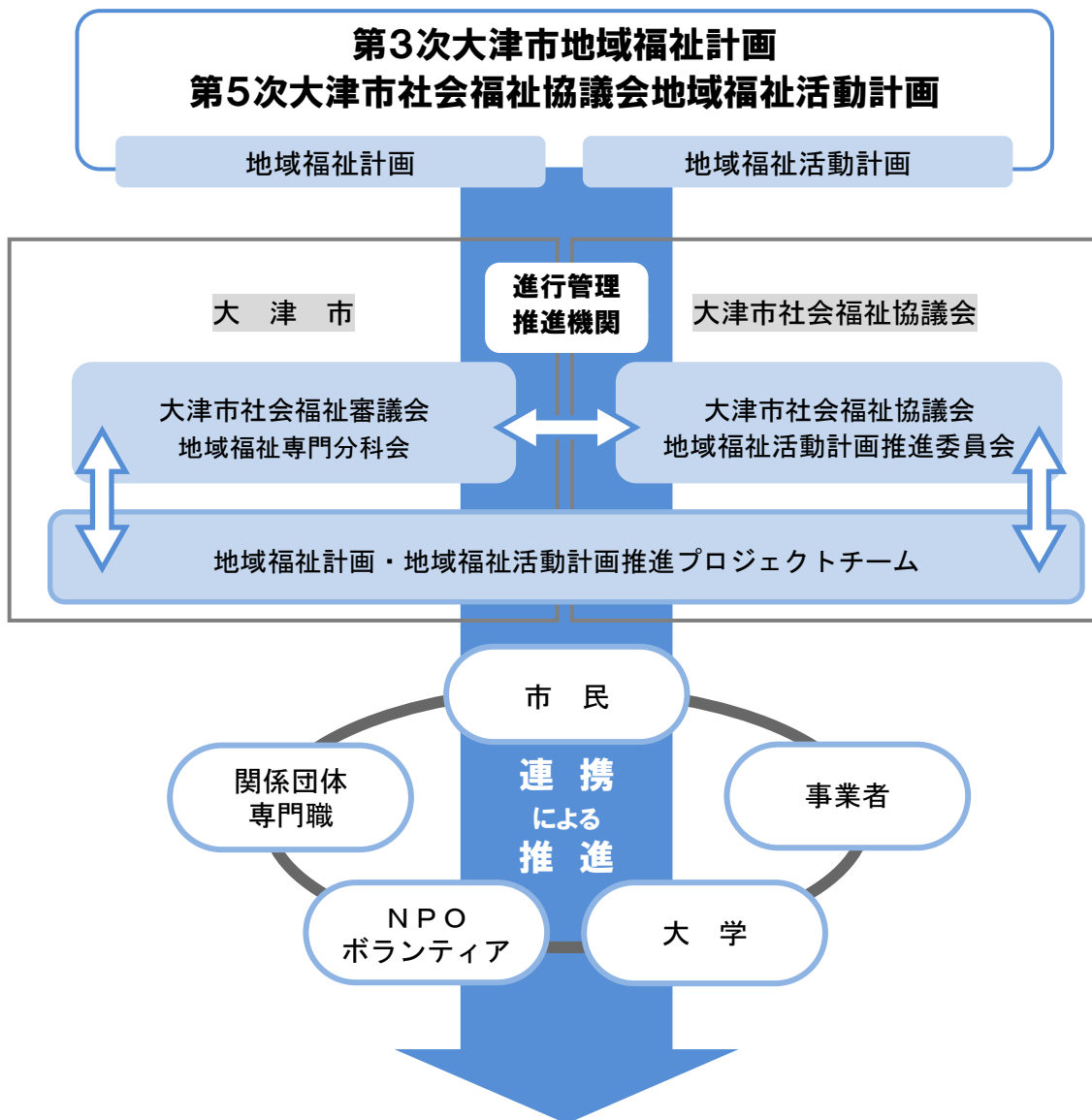


第5章 施策の推進

1 進行管理

今後、計画の推進にあたって、地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を実施計画に位置づけ取り組んでいくとともに、市では「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、市社協では「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において、その実施状況の把握・点検を継続かつ包括的に行ってまいります。



大津市における地域福祉の推進

2 推進体制

(1) 各主体との連携

① 庁内関係課との連携

地域福祉を推進するために、保健福祉関係課だけでなく、暮らしに関連する関係課と連携を図っていきます。また、「大津市総合計画」をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「障害者プラン」「障害福祉計画」「健康おおつ 21」等、個別計画の推進が、本計画の推進につながるよう努めます。

② 関係機関や団体との連携

市民、関係団体、専門職、NPO、ボランティア、事業者、市社協と行政がそれぞれの役割を担いつつ、連携を図りながら協働して地域福祉を推進します。

③ 大学との連携

今後も龍谷大学をはじめとする市内・県内の大学と、より一層協働による取り組みを進めるほか、学生を含め、新たな参加者層を巻き込んだ取り組みの展開を図ります。

(2) 各主体の役割

① 市民や関係団体・NPO などの役割

困っている時に、支援を求めあえる地域関係を作っていくとともに、地域で抱えている問題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、活動へつなげることが期待されます。

今後、一人ひとりの「助けて」と言える力（受援力）を高め、地域で支えあうまちづくりを進めていくことが求められています。関係団体やNPO・ボランティアは、市民に最も身近な団体であり、今後も日頃の活動などを通して、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として、さまざまな団体との協力・連携が期待されます。

② 事業者などの役割

介護保険法や障害者総合支援法の施行により、福祉のあり方が措置から契約に移行するなど、おおむね制度が定着しつつある中で、福祉サービス事業者においては、地域における重要な社会資源として、地域福祉に果たす役割、影響などが大きくなっています。

また、市民からは行政が提供する全市的で一般的な情報やサービスだけでなく、個別に関わる施設や事業者の特色あるサービス、関連情報などが引き続き提供されることが望まれています。

地域と施設や施設利用者の距離がより一層縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、貴重な地域資源として新たな事業者の参画も図りながら、さらなる交流や相互理解が深まることが期待されます。

③ 市社協の役割

市社協は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域福祉活動の推進にこれまでから積極的に取り組んできました。今後も、これまでの取り組みの評価を踏まえるとともに、より一層市民の意見を取り入れるため学区単位の課題解決に向けたプランづくりも視野に入れ、本計画の推進に取り組めます。

さらに、これまでの知識や経験を活かして、地域援助のスキルを持ったスタッフを充実することで、各地域で福祉活動を展開している人々を支援するほか、各団体のコーディネーターとして役割がより一層発揮されることも期待されます。

④ 学区社会福祉協議会の役割

学区社会福祉協議会は、これまでもそれぞれの地域で特色ある取り組みを進めてきましたが、今後もふれあいサロン、ふれあい給食サービス、福祉のまちづくり講座をはじめとする市民参加の事業を開催するなど、地域に根ざしたよりきめ細やかな支援を行うとともに、地域の実情に応じた中長期的な課題解決に向けたプランづくりを行うことが期待されます。

⑤ 行政の役割

これまで記した市民、事業者、市社協などは、大津の歴史と風土の中で、それぞれ地域における福祉活動の意識や経験を育み、活動を推進しています。今後もそれぞれの福祉活動を推進するためには、相互の連携や協力はもとより、行政自らも連携を図り、市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、引き続き支援を行っていきます。

また、市内での地域福祉に関する情報を共有するとともに、関連する取り組みをより効果的に推進できるよう市内の連携を図ります。

本計画の趣旨や理念が今後も引き継がれるよう、計画の進捗状況や課題を常に把握・検証してまいります。

あ と が き

「第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定にあたり
平成 29（2017）年 3 月

この度、大津市では第3次地域福祉計画が出来上がりました。地域福祉計画の策定は現時点では法的に義務化されているわけではありません。したがって全国の市町村の動向を見ると、約3割が未策定、また策定後に改定をしているところは約6割にとどまっています（平成28年3月末時点、厚生労働省調べ）。地域包括ケアや生活困窮者自立支援方策などとも関連して地域福祉推進の重要性が高まっている今、大津市の取り組みは大いに評価されると思います。



さらに、今回は大津市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定がなされました。行政、社会福祉協議会、また地域組織やさまざまな団体・施設・機関が連携し、より具体的に各々の取り組みを検討できたことは大きな意味がありました。本計画を進めていくにあたって、多様な組織が連携・協働していけるよう願っています。地域福祉専門分科会や計画策定プロジェクトチームを始め、関係者の皆様にお礼を申し上げます。

大津市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会長
筒井 のり子（龍谷大学）

「月日は百代の過客にして、行かふ年も又旅人也。」（奥の細道／序文冒頭）

歳月が経過するのは、本当に早いものです。第1次大津市地域福祉計画が策定されたのは平成19年、第2次計画は平成24年、そして今般の第3次大津市地域福祉計画と、瞬く間に10年が経過しました。歳月は、ひとを変え、まちを変え、そして何よりも暮らしを変えてきました。



この慌ただししい変化の中で「暮らしの場」に着目し、いまそして近い将来に何が課題であるのか、どのように対応し取り組むのかを、前計画の総括の上で確定したのがこの第3次計画です。今次計画策定には、4次にわたる大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づく着実な実践活動の蓄積が寄与しています。そして、大津市と大津市社会福祉協議会とが、ともに連携し一体となって推進する公私協働型計画となっているところに大きな特徴があります。

「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」の基本理念は、第1次計画から大事に継承されています。この理念に込められた大津市民の“想い”“願い”にふれたとき、関係する施設・機関・団体、住民及び住民団体が、それぞれの分野・領域・立場の違いを超え、今次計画を着実に実践することこそが、理念を現実のものとする過程そのものとなると思います。

大津市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 副専門分科会長
第5次大津市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会 委員長
牧村 順一（同朋大学）